

議案第三十八号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「建築される」を「建築等をされる」に、「建築する」を「建築等をする」に改める。

別表第一田町駅東口地区再開発地区整備計画の項及び品川駅東口地区再開発地区整備計画の項を次のように改める。

田町駅東口地区地区整備計画	都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示された田町駅東口地区地区計画（令和五年東京都告示第九十九号）のうち、地区整備計画が定められた区域
品川駅東口地区地区整備計画	都市計画法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示された品川駅東口地区地区計画（令和五年東京都告示第九十九号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第一汐留地区地区整備計画の項中「（平成十七年東京都告示第三十三号）」を「（令和

五年東京都告示第百九十九号)」に改め、同表環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「(令和元年東京都告示第百三十二号)」を「(令和五年東京都告示第百九十九号)」に改め、同表赤坂九丁目地区地区整備計画の項中「(平成二十五年東京都告示第八百九十三号)」を「(令和五年東京都告示第百九十九号)」に改め、同表白金一丁目東部北地区地区整備計画の項中「都市計画法」の下に「第二十一条第二項において準用する同法」を加え、「(平成二十五年港区告示第百三十九号)」を「(令和五年港区告示第六十九号)」に改め、同表田町駅東口北地区地区整備計画の項中「都市計画法」の下に「第二十一条第二項において準用する同法」を加え、「(平成二十六年東京都告示第千三百六十七号)」を「(令和五年東京都告示第百九十九号)」に改め、同表竹芝地区地区整備計画の項中「都市計画法」の下に「第二十一条第二項において準用する同法」を加え、「(平成二十七年港区告示第八十一号)」を「(令和五年港区告示第七十号)」に改める。

別表第二田町駅東口地区再開発地区整備計画の項中「田町駅東口地区再開発地区整備計画」を「田町駅東口地区地区整備計画」に、「別表第二(ち)項第三号及び第四号」を「別表第二(り)項第二号及び第三号」に、「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改め、同表品川駅東口地区再開発地区整備計画の項中「品川駅東口地区再開発地区整備計画」を「品川駅東口地区地区整備計画」に、「別表第二(ち)項第四号」を「別表第二(り)項第三号」に、「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改め、同表汐留地区地区整備計画の項中「第二条第一項第五号から第八号まで」

を「第二条第一項第二号から第五号まで」に、「第二条第一項第五号から第七号まで」を「第二条第一項第二号から第四号まで」に改め、同表環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同表赤坂九丁目地区地区整備計画の項及び白金一丁目東部北地区地区整備計画の項中「から第六号まで」を「から第三号まで」に改め、同表田町駅東口北地区地区整備計画の項中「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改め、同表竹芝地区地区整備計画の項中「、第二号及び第七号」を「及び第四号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説明)

田町駅東口地区再開発地区整備計画等の都市計画が変更されたことに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。